

2022年5月19日

各 位

会社名 株式会社 MCJ
代表者名 代表取締役社長兼 COO 安井 元康
(スタンダード市場 コード番号: 6670)
問合せ先 経営企画室 広報 IR 担当
ir-otoiawase@mcj.jp

取締役に対する業績連動型株式報酬制度に関する額及び一部改定に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、2022年6月24日開催予定の第24回定時株主総会に「取締役に対する業績連動型株式報酬制度に関する額及び一部改定の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員並びに当社の子会社の一部の取締役（社外取締役を除く。以下、総称して「対象役員」という。）に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」という。）を2020年6月24日開催の第22回定時株主総会においてご承認をいただき（以下、「原決議」といいます。）、導入しております。

本制度は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

今般、役員報酬制度を見直し、役員報酬の構成のうち本制度の割合を上げることで、中期経営計画における目標の達成度等に役員報酬水準をより一層連動させ、目標達成へのインセンティブを高めてまいります。これに伴い、下記2に記載のとおり1対象期間ごとに拠出する資金の上限及び対象役員に付与されるポイント数の上限を改定することについてご承認をお願いするものであります。

本議案は、以上のような目的によるものであり、当社としては、本議案の内容は必要かつ相当な内容であると判断しております。また、本議案をご承認いただいた場合、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針をご承認後の内容と整合させるよう一部変更することを予定しております。

なお、現在、当社の取締役は4名（社外取締役を除く。）であり、本制度の対象となる当社の取締役は4名となります。

2. 改定内容

当社は、1対象期間（下記3.（4）において定義する3事業年度ごとの期間をいいます。）ごとに、当社株式等の給付を行うために必要となるのが合理的に見込まれる数の当社株式を信託（以下、本制度に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得することとしておりますが、当社の拠出する資金の上限を3億6,000万円（うち、当社の取締役分として2億1,000万円）から9億2,000万円（うち、当社の取締役分として5億4,000万円）に改定するとともに、対象役員に付与されるポイント数の合計の上限を1対象期間あたり45万ポイント（うち、当社の取締役分として25万5,000ポイ

ント) から 76 万ポイント (うち、当社の取締役分として 45 万ポイント) に改定するものです。

3. 本制度改定後の概要

(1) 概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が本信託を通じて取得され、対象役員に対して、当社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭 (以下「当社株式等」という。) が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として下記 (4) の対象期間の終了後となります。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の一部の取締役 (社外取締役は、本制度の対象外とします。)

(3) 信託期間

2020 年 11 月 24 日から本信託が終了するまで (なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等により終了します。)

(4) 信託金額 (報酬等の額)

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、下記 (6) 及び (7) に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を本信託に追加拠出いたします。本信託は下記 (5) のとおり、当社が追加拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、当社は、2023 年 3 月末日で終了する事業年度から 2025 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度 (以下、3 事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。) 及びその後の各対象期間を対象として、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に追加拠出いたします。

本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、9 億 2,000 万円 (うち、当社の取締役分として 5 億 4,000 万円) を上限として本信託に追加拠出いたします。但し、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式 (下記 (6) の確定ポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除く。) 及び金銭 (以下、「残存株式等」という。) があるときは、残存株式等の金額 (当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。) と追加拠出される金額の合計額は、9 億 2,000 万円 (うち、当社の取締役分として 5 億 4,000 万円) を上限とします。

なお、当社は、対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができますものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(5) 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記 (4) により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 対象役員に給付される当社株式等の数の算定方法とその上限

対象役員には、各事業年度に関して、「役員株式給付規程」に基づき役位に応じて定まる数のポイントを付与します。対象役員に対し付与したポイントは、各対象期間終了後に、業績達成度に応じて調整します。対象役員に対する調整後のポイント数の合計は、各対象期間あたり 76 万ポイント (うち、当社の取締役分として 45 万ポイント) を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与し、調整したポイントは、下記 (7) の当社株式等の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます。(但し、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポ

イント数の上限及び付与済みポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。)

下記(7)の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、当該対象役員に各対象期間につき付与されたポイント数とします。(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」という。)

(7) 当社株式等の給付

受益者要件を満たした対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(6)に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、対象期間終了後に本信託から給付を受けます。但し、「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、その時点で存在する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、「役員株式給付規程」の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、すべて当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記(9)により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

以上